

播磨高原斎場 こぶし苑

ご案内



播磨高原斎場「こぶし苑」は、たつの市新宮町、上郡町及び佐用町を対象区域として播磨高原広域事務組合（たつの市・上郡町・佐用町）が運営する火葬場です。

播磨科学公園都市内に位置し、周辺環境への汚染防止に配慮した無煙・無臭・無公害の炉を備えるとともに、告別室・収骨室・待合室を機能的に配置し、敷地内には植栽及び庭園による豊かな緑を配し周囲との環境調和を図るなど、人生の終焉の場にふさわしい尊厳と品位を保つように努めた近代的な施設です。



播磨高原広域事務組合

〒678-1205

兵庫県赤穂郡上郡町光都 3丁目 5-1

電話 0791-58-0575

播磨高原斎場 こぶし苑

〒679-5165

兵庫県たつの市新宮町光都 3丁目 37-1

電話 0791-58-0471

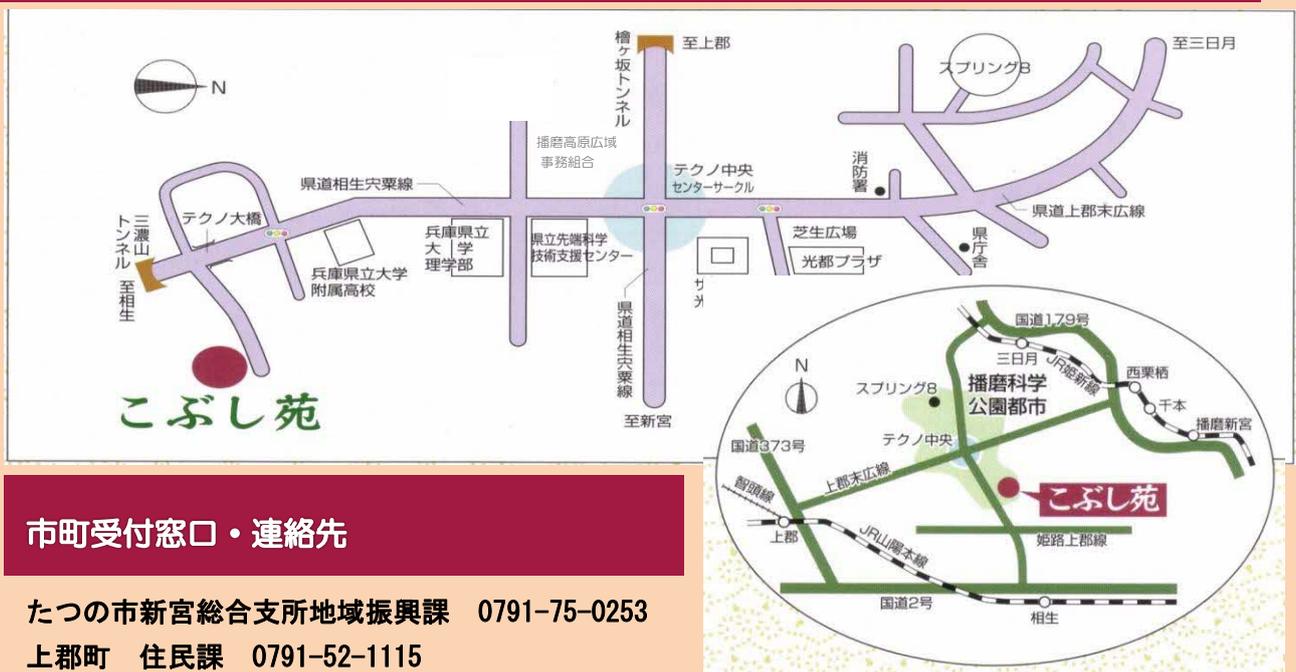
施設等の使用料

種 別		単 位	金 額	備 考	区分	
斎場施設使用料	大人（12歳以上）	1体	30,000円	霊柩車の使用を含む	①	
	小人（12歳未満）	1体	20,000円			
	死産児	1体	5,000円	妊娠4ヶ月以上		
	袍衣、医療汚物	1個	5,000円			
	ペット動物の死体	1体	5,000円			
	霊安室	1体	5,000円	1体につき24時間を1単位		
祭具使用料	祭壇		1件	10,000円	棺を除く	②
	棺	布貼	大人用	13,000円	1900mm(長)×550mm(幅)×450mm(高)	③
			小人用	6,000円	1205mm(長)×405mm(幅)×380mm(高) ※ 小学校就学前児童程度となります	

- 死亡された方が共同処理区域内（たつの市新宮町、上郡町、佐用町）の住民でない場合は、上記金額の10割増になります。
- 死亡された方が共同処理区域内の住民で公費の援助を受けている場合は、上記金額の1/2が減免されます。
- 祭壇に含まれるもの：祭壇(4段5尺)、飾輿、六燈、盛台、写真台、五具足(燭台・花立・香炉)、焼香机
かざりこし るくとう もりだい ごぐそくしょうくだい はなたて こうろ しょうこうづえ
 (注) 上記以外の葬具備品類(幕類・忌中灯・門前灯・受付机・放送設備などは、葬家で手配してください。
- 祭壇は葬儀時の使用を原則とし、葬儀会場と通夜会場が異なる場合は、通夜会場では使用できません。

※ 上記区分①、②、③のうち、利用されるものの合計が使用料合計額となります。

案内図



市町受付窓口・連絡先

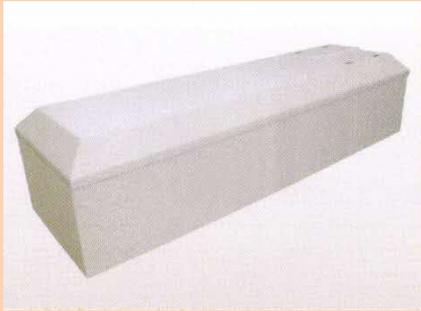
たつの市新宮総合支所地域振興課 0791-75-0253

上郡町 住民課 0791-52-1115

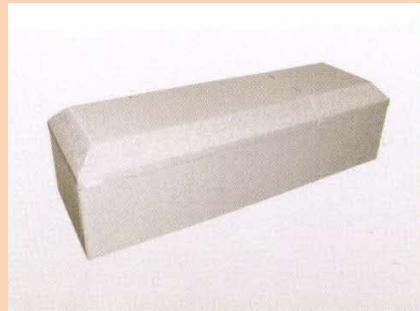
佐用町 住民課 0790-82-0660

4. 棺

- 組合の棺を使用される場合は、祭具使用料が必要となりますので、希望される場合は、斎場施設使用許可申請時に「布貼（大人用）」又は「布貼（小人用）」のいずれかを申し出てください。



■布貼棺（大人用）



■布貼棺（小人用）

※小学校就学前までが目安

斎場使用許可等の申請

斎場使用許可等の申請は、各市町の火葬受付窓口で行ってください。

- ・ 持参するもの 死亡診断書
- ・ 交付を受けるもの 死体火葬許可書 斎場使用許可書

※申請時には、葬家の宗派や組合の霊柩車、祭壇及び棺について「使用の有無」や使用する場合の種類など、利用内容を十分打合せのうえ窓口へお越しください。

出棺・収骨の時間

出棺時間	収骨予定時間
午前11時	火葬開始から約2時間 ※係員が収骨時間をご案内します。
午後1時	
午後3時	

- ①決められた出棺時間をお守りください。
- ②火葬場へは、受付窓口で交付を受けた「死体火葬許可書」「斎場使用許可書」を必ず持参してください。
- ③収骨時間までには、必ず斎場に到着してください。
- ④収骨まで待たれる場合は、ロビー及び日本間(和室1室)をご利用ください。

斎場の休業日・開設時間

- ・ 休業日 毎年1月1日、2日
その他施設点検日
- ・ 開設時間 午前8時30分～午後5時15分

注意事項

- ・ 斎場「こぶし苑」へは、宮型霊柩車でのご出入りできません。
- ・ 霊柩車の運転手、斎場職員へのお心付けは、固くお断りします。
- ・ 使用後のゴミは、各自でお持ち帰りください。
- ・ 棺に入れる副葬品の自粛にご協力ください。
※掲載写真は、イメージ写真です。

施設の利用案内

1. 斎場施設

- 待合のためロビーと合わせて、1 葬家につき1 室（1 5 畳1 5 名程度）の日本間（和室）が無料でご利用いただけます。
- 日本間（和室）では、持ち込みによる弁当等の飲食ができますが、飲酒はできません。湯茶は無料で、セルフサービスでご利用いただけます。
- 建物内は、全館禁煙です。所定の喫煙場所での喫煙にご協力ください。

2. 葬儀用自動車（組合霊柩車）

- 組合霊柩車は、斎場使用者が「マイクロバス型」と「洋（寝台）型」のいずれか（1 台）を選択して無料でご利用できます。組合霊柩車を利用される場合は、斎場施設使用許可申請時に申し出てください。



■マイクロバス型【定員あり】

- 組合霊柩車は、共同処理区域（たつの市新宮町、上郡町、佐用町）内の運行に限り、「葬儀会場～斎場（お別れの儀式まで待機）～葬儀会場」の1 往復のみの運行になります。

【注意】

- 組合霊柩車は、斎場でのお別れ儀式まで待機し、その後、葬儀会場へ帰りますので、斎場で収骨まで待たれる場合は、帰りの車両（自家用車など）の手配が、別途必要です。（運行上、途中乗車・下車はできません。）
- マイクロバス型霊柩車には、チャイルドシートを設置しておりませんので6 歳未満の幼児は、ご乗車できません。（ひざ上までのご乗車はできません。）



■洋（寝台）型【定員2 名】※運転手含む

3. 祭壇



- 組合祭壇を使用される場合は、祭具使用料が必要です。なお、組合祭壇に含まれない祭具類は、葬家で手配していただく必要があります。
- 組合祭壇の利用を希望される場合は、斎場施設使用許可申請時に申し出てください。

【組合祭壇備品一覧】

- | | |
|--------------|------------|
| • 4 段5 尺祭壇本体 | • 写真台 |
| • 飾 輿 | • 五具足 |
| • 六 燈 | （燭台・花立・香炉） |
| • 盛 台 | • 焼香机 |